

令和7年1月19日執行

十和田市長選挙
候補者心得

十和田市選挙管理委員会

目 次

はしがき	-----	1
I 一般的な注意事項	-----	1
II 諸届出事項		
1 市長の被選挙権	-----	1
2 立候補の届出	-----	1
3 その他の届出	-----	3
III 物品及び証明書類の使用に関する注意		
1 候補者に交付する物品・証明書類一覧表	-----	4
2 選挙運動用自動車表示板	-----	5
3 政治活動用自動車表示板	-----	6
4 選挙運動用拡声器表示板	-----	6
5 街頭演説用標旗	-----	6
6 街頭演説用腕章及び自動車乗車用腕章	-----	6
7 候補者用通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票	-----	6
8 新聞広告掲載証明書	-----	7
9 選挙運動用ビラ証紙交付票	-----	7
IV 特に注意を要する選挙運動		
1 選挙事務所	-----	8
2 自動車及び拡声器の使用	-----	9
3 文書図画の頒布	-----	10
4 選挙運動用ビラ	-----	10
5 文書図画の掲示	-----	10
6 選挙運動用ポスター	-----	11
7 ポスター掲示場	-----	12
8 文書図画の撤去義務	-----	12
9 新聞広告	-----	12
10 個人演説会	-----	13
11 街頭演説	-----	15
12 選挙公報	-----	16
13 休憩所等の禁止	-----	19
14 選挙運動のできない者	-----	19
15 地位利用による選挙運動の禁止	-----	19
16 戸別訪問の禁止	-----	20
17 署名運動の禁止	-----	20

18	飲食物の提供の禁止	20
19	氣勢を張る行為の禁止	21
20	連呼行為の禁止	21
21	文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の禁止	21
22	新聞紙、雑誌の不法利用等の制限	21
23	選挙期日後の挨拶行為の禁止	22

V 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

1	収入、寄附及び支出の定義	22
2	出納責任者及び出納責任者の職務代行者	22
3	選挙運動に関する支出金額の制限	24

凡 例

法	公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）
令	公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）
規則	公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）
郵便規則	公職選挙郵便規則（昭和 25 年郵政省令第 4 号）
規程	公職選挙法の施行等に関する規程（昭和 57 年 12 月青森県 選挙管理委員会告示第 55 号）
県委員会	青森県選挙管理委員会
市条例	十和田市選挙公報発行条例（平成 17 年 1 月 1 日条例第 25 号）
市規程	十和田市選挙公報発行規程（平成 17 年 1 月 1 日選挙管理委員 会訓令第 9 号）

（注） 条文の表示は、例えば「第 143 条第 1 項第 1 号」は、「143①(1)」の
ように記載しています。

はしがき

この心得は、候補者が十和田市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）から交付される選挙用の交付物、各種証明書類の交付及びその使用方法並びに再交付の手続等について説明するとともに、選挙運動をするにあたって、候補者に特に注意していただく事項について簡単に記述したものです。

I 一般的な注意事項

- 1 立候補届出の際、交付物や証明書類の交付を受けるときは、交付品目録と照合して、その種類と数量を必ず点検し、不足、二重交付、不備等があったときは直ちに交付係員に申し出てください。
- 2 再交付しない交付物や証明書類がありますので、交付を受けた後は、紛失、盗難又はき損のないように保管には十分注意してください。
- 3 十和田市選挙管理委員会委員長及び選挙長は、次のとおりです。

選挙管理委員会委員長	欠畑 茂治
選挙長	欠畑 茂治
- 4 選挙に関する届出等の時間
選挙について、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者及び選挙長に対してなされる届出、請求、申出その他の行為は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にしなければならないことになっています。（法 270）
しかも、これらの届出等の効力は、到達主義をとっていますから締切日（期限）より早めに提出してください。

II 諸届出事項

- 1 市長の被選挙権（法 10）
日本国民で、年齢満 25 年以上の人に被選挙権があります。
※市長の選挙権のある人は、満 18 歳（選挙の期日）以上の日本国民で、引き続き 3 箇月以上十和田市に住所を有する人です。（法 9）
- 2 立候補の届出（法 86 の 4）
 - (1) 記載上の注意
 - ① 「候補者」欄には、必ず戸籍簿に記載してある氏名（戸籍名）を正確に書かなけ

ればなりません。ただし、戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用して届け出することは差し支えありません。(例えば 濱, 澤 → 浜、沢)。

- ② 「本籍、住所及び生年月日」欄は、被選挙権の有無の判定に直接関わる事項ですので正確に書いてください。「年齢」欄には、選挙期日現在（1月19日）の満年齢を記入してください。
- ③ 「党派名」も正確に記載してください。党派名とは、候補者届に添付する所属党派証明書の政党その他の政治団体の名称です。従って、政党その他の政治団体に所属しない候補者として立候補するとき、又は所属党派証明書を添付できないときは、党派欄に「無所属」と記載しなければなりません。また、二以上の政党その他の政治団体に属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を記載してください。
- ④ 「職業」は、できる限り詳細に記載してください。また、地方自治法第141条に規定する兼職を禁止されている職にある者についてはその職名を、地方自治法第142条に規定する市と請負関係にある者についてはその旨を必ず職業欄に記載してください。

(2) 添付書類

① 供託証明書

「供託証明書」は、供託した際に供託した法務局(支局)から発行されます。

供託金は100万円です。(法92①(8))

供託をすべき者は、本人の届出の場合は候補者本人であり、推薦届出の場合は推薦届出人です。

従って、本人が自分で届出をする場合に第三者が供託したり、推薦届出の場合に候補者本人が供託しても効果がありません。

なお、供託書には候補者の本名(戸籍簿に記載された氏名)が記載されていなければなりませんし、推薦届出の場合でも供託書の「供託の原因たる事実」欄に候補者の本名が記載されていなければなりませんので注意してください。

供託は、選挙期日の告示前でもすることができますから早めに済ませておいてください。

② 宣誓書

これは、候補者となろうとする者が被選挙権を有しない者でないこと、重複立候補者でないことを誓う旨の文書です。

③ 所属党派証明書

候補者届出書の「党派」欄に記載されている政党又は政治団体に所属することを証明するための、政党又は政治団体が発行する証明書です。

二以上の政党その他の政治団体に所属するときは、そのどれかでなければなりません。

無所属の候補者については、所属党派証明書を添付する必要はありません。

- ④ 戸籍の謄本又は抄本（住民票の謄本、抄本ではありません。）
なるべく最近のもの（3 カ月以内のもの）を提出してください。

⑤ 通称認定申請書

記号式投票の投票用紙、立候補の届出の告示、新聞広告、選挙公報及び投票記載所の氏名等の掲示等に、本名（戸籍名）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）を使用したい場合に限り、候補者届に添えて申請しなければなりません。

申請に際しては、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証明するに足る資料（葉書、名刺、著書等）を提示しなければなりません。

戸籍簿に記載された氏名を通常の読みにしたがって、ひらがな又はカタカナ書きとする場合にも申請しなければなりません、説明及び資料の提示は必要ありません。

⑥ 候補者推薦届出承諾書、選挙人名簿登録証明書

「候補者推薦届出承諾書」と「選挙人名簿登録証明書」は推薦届出の場合にのみ必要です。

(3) その他

立候補の届出書等は、告示日の日の前々日までの執務時間内に事前審査を行いますので所要の事項を全部正確に記載して選挙管理委員会事務局に持参してください。

なお、事前審査においてになる際は、予め時間を予約してください。お早めに事前審査を受けるようお願いします。（選挙管理委員会事務局：Tel 5 1－6 7 7 8）

- ① 事前審査を受けない場合において、立候補の届出当日不備な場合は、選挙長が届出を却下する場合がありますので注意してください。

- ② 押印義務の見直しにより、届出書類の押印は必須ではなくなりました。届出等の名義人による署名であれば印は不要ですが、記名の場合は、押印又は本人確認書類による本人確認を行いますので、印鑑及び運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

- ③ 届出の日時は、告示の日つまり1月12日の一日限りで、午前8時30分から午後5時までです。届出場所は十和田市役所別館1階会議室です。

なお、当日の受付の方法は、午前8時30分よりも前までに到着した者については、くじにより受付順を決定し、午前8時30分以降に到着した者については、その到着順によって受付を行うことになります。

3 その他の届出

(1) 立候補の辞退（法 86 の 4⑩、令 89⑦）

立候補の辞退は、選挙長に文書で辞退の届出をしなければなりません。

辞退届出は、立候補届出の日（告示の日）の午後5時までです。なお、立候補を辞退した場合又は立候補禁止の職についていたため立候補の辞退とみなされた場合は、

供託物は没収されます。

(2) 立候補の届出事項の異動届出（令 89⑥）

立候補の届出事項に異動が生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届け出てください。

(3) 出納責任者の選任、選挙事務所の設置及び選挙運動のために使用する者の届出

① 出納責任者の選任 → 後述の出納責任者及び出納責任者の職務代行者の項を参照してください。

② 選挙事務所の設置 → 後述の選挙事務所の項を参照してください。

③ 選挙運動のために使用する者の届出 → 後述の選挙運動に使用する者に対する報酬の支給に関する項を参照してください。

(4) 選挙立会人となるべき者の届出（法 76）

① 選挙立会人となるべき者は、十和田市の選挙人名簿に登録されている者でなければなりません。

届出先は選挙長（選挙管理委員会）で、届出期間は選挙期日前 3 日（1 月 16 日）までです。届出は任意ですが、常に（推薦届出の場合であっても）候補者が届出をすることになっています。

② 届出の際には、立会人となるべき者の本人の承諾書を添付しなければなりません。

Ⅲ 物品及び証明書類の使用に関する注意

1 候補者に交付する物品及び証明書類一覧表

交付物・証明書の種類	数量	交付者	使用の方法	備考
選挙運動用自動車表示板	1	市選挙管理委員会	自動車冷却器の前面に常時掲示	
選挙運動用拡声器表示板	1	市選挙管理委員会	拡声器送話口の下部に常時掲示	
街頭演説用標旗	1	市選挙管理委員会	街頭演説の場合に掲示	
選挙運動用自動車乗車用腕章	4	市選挙管理委員会	候補者、運転手 1 名以外の者が乗車中着用	
街頭演説用腕章	11	市選挙管理委員会	街頭演説に従事する者が着用	1 標旗の下に自動車乗車用腕章を含み 15 以内

候補者用通常葉書使用証明書	1	選挙長	選挙運動用葉書の交付を受け、又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合に郵便局に提出	市長選挙 葉書 8,000 枚
選挙運動用通常葉書差出票	40	選挙長	選挙運動用葉書を郵便局に差し出すときに添付	郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口にし出すこと。 1 枚の差出票により 200 枚の葉書を差し出すことができる。
新聞広告掲載証明書	2	選挙長	希望する新聞社に提出し、有料で広告を掲載できる。広告回数 2 回。	寸法は横 9.6cm、縦 2 段組以内で、記事下に限り、色刷りは認められない。
選挙運動用ビラ証紙交付票	1	市選挙管理委員会	証紙の交付を受けようとする場合に市選挙管理委員会に提出	ビラに貼る証紙 16,000 枚を受領できる。

2 選挙運動用自動車表示板

- (1) この表示板は、選挙運動用自動車の冷却器等の前面に、当該自動車の使用中常時掲示しておかなければなりません。
- (2) 万一、表示板が盗難、紛失又はき損し、再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて、文書で再交付の申請の手続きをとる必要があります。
 なお、盗難又は紛失による場合は再交付申請書に紛失届出をした警察署名及び当該警察へ届け出た年月日を記載し、き損した場合はその表示板を併せて添えることになっています。
- (3) 自動車を選挙運動に使用する場合は、この表示板を掲示することのほか、道路交通法等取締関係法令の規制を受けることに注意しなければなりません。

3 政治活動用自動車表示板

- (1) この表示板は、政治活動用自動車の冷却器等の前面に、当該自動車の使用中常時掲示しておかなければなりません。

- (2) 万一、表示板が盗難、紛失又はき損し、再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて、文書で再交付の申請の手続きをとる必要があります。

なお、盗難又は紛失による場合は再交付申請書に紛失届出をした警察署名及び当該警察へ届け出た年月日を記載し、き損した場合はその表示板を併せて添えることになっています。

- (3) 自動車を政治活動に使用する場合は、この表示板を掲示することのほか、道路交通法等取締関係法令の規制を受けることに注意しなければなりません。

4 選挙運動用拡声器表示板

- (1) この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声器の送話口の下部に、使用中常時掲示しておかなければなりません。
- (2) 再交付の申請の手続きは、2の(2)を参照してください。

5 街頭演説用標旗

- (1) 街頭演説の回数は特に制限されていませんが、街頭演説を行うためには必ず標旗をその演説中掲げておかなければなりません。
- (2) 再交付の申請の手続きは、2の(2)を参照してください。

6 街頭演説用腕章及び自動車乗車用腕章

- (1) 街頭演説をする場合には、街頭演説用腕章（11枚交付）を着用していなければなりません。この場合、自動車乗車用腕章（4枚交付）も街頭演説用腕章（合計15枚）として使用することができます。
- (2) 再交付の申請の手続きは、2の(2)を参照してください。

7 候補者用通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票

- (1) この証明書を選挙運動期間中に日本郵便㈱十和田郵便局に提出すれば、候補者一人につき8,000枚の「選挙用」と表示してある無料葉書の交付を受けることができます。

また、手持ちの私製葉書又は通常葉書を用いる場合には、「選挙用」の表示を受けるためにこの証明書の提出を必要とします。

- (2) この証明書の交付欄は数欄に分けてありますので、無料葉書の交付又は手持ち葉書の表示は、数回に分けて受けることもできます。
- (3) 選挙運動のために使用できる通常葉書は日本郵便㈱十和田郵便局から無料で交付されますが、その全部又は一部の交付を受けないときは、手持ちの私製葉書又は通常葉書を使用することができます。

なお、この場合でも使用できる枚数は交付を受けなかった枚数に限りますし、前記(1)の「選挙用」の表示を受けなければなりません。

- (4) 手持ちの私製葉書又は通常葉書は、日本郵便㈱十和田郵便局で表示を受けることによって無料で郵送できます。また、その購入に要した費用は選挙運動費用に算入されます。

- (5) 葉書の発送は、必ず郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便㈱十和田郵便局の窓口
に差し出さなければなりません。

この場合、選挙長の発行する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出すことが必
要です。

なお、この葉書を郵送せずに、例えば、選挙人に路上で手渡すとか毎戸に配布する
ことはできません。

- (6) 選挙運動用葉書の頒布は、選挙運動が選挙期日の前日までしかできないことになっ
ていますので、少なくとも投票日の前日（1月18日）までに宛先に到着するようにし
なければなりません。

- (7) 交付又は表示を受けた葉書で印刷を誤り、書き損じ又はき損したものについては、
その枚数に限って手持ちの葉書を使用することができます。この場合、交付又は表示
を受けた郵便局にその葉書を提出し、「選挙用」である旨の表示を受けなければなりま
せんが無料葉書の再交付を受けることはできません。書き損じの葉書は、日本郵便㈱
十和田郵便局において選挙運動の期間中保管することになっています。

8 新聞広告掲載証明書

- (1) この証明書は、新聞広告を掲載する場合に必要とするもので、掲載を希望する新聞
社に広告原稿を添えて提出すれば、有料で新聞広告ができます。

- (2) 新聞広告は2回に限られています。広告の掲載場所は記事下、寸法は横9.6cm、縦
2段組以内と定められ、色刷りは認められていません。

広告は候補者でなければできませんが、その記載内容は自由であって、候補者の写
真や政見等はもとより、第三者の推薦文を入れることも差し支えありません。

9 選挙運動用ビラ証紙交付票

選挙運動用ビラに貼る証紙の交付を受けようとする場合に市選挙管理委員会提出し
ます。選挙運動用ビラの頒布については、後述（P10）の選挙運動用ビラの項を参照して
ください。

IV 特に注意を要する選挙運動

1 選挙事務所

- (1) 選挙事務所の設置

選挙事務所とは、選挙に際し、選挙運動に関する一切の事務を取り扱う場所的設備
をいいます。従って、選挙対策本部、連絡事務所等の名称を用いていてもその実態が
特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているような場合には、選挙事
務所と認められます。

選挙事務所を設置できる者は、候補者又はその承諾を得た推薦届出者（数人あると
きはその代表者）に限られます。（法130①(4)）

- ① 設置できる選挙事務所の数

1箇所を超えることはできません。(法 131①(5))

② 選挙事務所を設置したときの手続 (法 130②、令 108①・②)

選挙事務所を設置したときは、直ちに文書で選挙管理委員会に届け出なければなりません。

届出の内容は、(a)選挙事務所の所在地・電話番号、(b)選挙事務所の設置年月日、(c)候補者の氏名、(d)設置者の氏名 ですが、設置者が推薦届出者であるときは、さらに次の文書を付けなければなりません。

(a) 選挙事務所を設置することを候補者が承諾した旨の文書

(b) 推薦届出者が複数人いるときは、その代表者であることを証明する文書

(2) 選挙事務所の異動 (法 130②、131②、令 108③)

一度設置した選挙事務所を移動し、又は廃止することは自由です。ただし、1日につき1回しか移動(廃止を伴う設置を含む。)することができません。この場合でも選挙管理委員会に届け出なければなりません。ただし、選挙管理委員会から閉鎖を命ぜられたり、立候補を辞退した場合のように必然的に選挙事務所が廃止されるようなときは、この届出を必要としません。

異動することのできる者並びに届出書の記載事項及び添付書類は、設置の場合と同じです。

(3) 選挙事務所を表示する方法 (法 143①(1)・⑤・⑦・⑨・⑩)

選挙事務所には、その表示のために次のようなものを掲示することができます。

① 種類

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

② 数量

ポスター、立札及び看板の類は、通じて3以内、別にちょうちんの類は1個にかぎられています。

③ 規格

ポスター、立札及び看板の類は、縦 350cm、横 100cm 以内ときめられており、縦を横にすることは自由です。

ちょうちんの類は、高さ 85 cm、直径 45 cm 以内と決められています。

④ 記載の内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。従って、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できませんが、付随的に政見等を記載したり候補者の写真や画像等を張りつけることは差し支えありません。

⑤ 掲示の場所

選挙事務所の所在場所に限られ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(4) 選挙当日の選挙事務所の制限 (法 132)

選挙事務所の設置場所は、別段の制限がなく、投票当日でも設置しておくことが認められます。ただし、投票当日には投票所を設けた場所の入口(入口が2箇所以上あ

るときは、そのいずれからとも)から 300m 以内(直線距離で測る。)の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、又は 300m 以外の区域に移転させなければなりません。なお、この場合は異動(又は廃止)届が必要です。

2 自動車及び拡声器の使用

(1) 自動車及び拡声器の数(法 141①)

- ① 自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。) 1 台
- ② 拡声器一揃い

上記の自動車及び拡声器には、選挙管理委員会が交付した表示板を掲示しなければなりません。(法 141⑤)

なお拡声器については、これ以外に個人演説会又は幕間演説の開催中、その会場において別に一揃い使用することができますが、これには表示板を掲示する必要はありません。

(2) 使用できる自動車(法 141⑥、令 109 の 3)

- ① 乗車定員 10 人以下の乗用自動車で②及び③に該当するもの以外のもの(オープンカーやオープンカーに幌をかぶせたものは使用できない。)
- ② 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車(小型乗用自動車及びライトバン等のバン型自動車でその用途が貨物用とされたもの)
- ③ 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの(いわゆるジープをいい、バン型にしたものや幌つきのジープは使用できる。)

なお、これらの使用できる自動車でも走行中に窓以外の部分を開いて、例えばジープの幌を取り外したり、ライトバンの後ろの貨物積載口を開いたまま走行できません。

(3) 自動車の乗車制限(法 141 の 2)

- ① 選挙運動のために使用される自動車に乗車する者は、自動車一台について候補者、運転手を除き 4 人を超えてはなりません。
- ② 前記①の乗車する者(候補者、運転手を除く。)は、選挙管理委員会が交付する自動車乗車用腕章を着けなければなりません。

(4) 車上の選挙運動の禁止

選挙運動のために使用される自動車の上においては、選挙運動をすることができません。(法 141 の 3)

ただし、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること及び午前 8 時から午後 8 時までの間に走行中の自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすることは例外的に認められています。(法 141 の 3 ただし書、140 の 2①ただし書)

3 文書図画の頒布

- (1) 選挙運動のために使用する文書図画は、選挙運動用の通常葉書及び市選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ以外頒布することができません。(法 142①(6))
- (2) 通常葉書の掲載文書の内容には制限がありませんので、候補者の写真を掲載するこ

ともできますが、他の罰則に触れる事項（例えば、虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等の記事）を掲載することはできません。

- (3) 選挙運動用葉書の頒布は、少なくとも投票日の前日（1月18日）までに宛先に到着するようにしなければなりません。
- (4) 公職選挙法が改正され、インターネットによる選挙運動ができるようになりました。詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

4 選挙運動用ビラ

- (1) 頒布できる選挙運動用ビラは2種類以内で、1万6千枚に限られ、市選挙管理委員会に届け出たものでなければなりません。
- (2) ビラの大きさは長さ29.7cm、幅21cm（A4判）を超えてはなりません。
- (3) 選挙運動用ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合は法人名とその所在地）が記載されていなければなりません。
- (4) 記載内容については制限がないので、個人演説会の告知や、政見の宣伝や、直接投票依頼の文字等も記載できます。ただし、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。なお、記載内容や色彩については制限がないので、写真の掲載や、政見の宣伝、直接投票依頼の文字等も記載できます。紙質についても特に制限はありません。
- (5) ビラは、市選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布できません。
- (6) 頒布方法は、新聞折り込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られます。

5 文書図画の掲示

- (1) 選挙運動のために使用する文書図画は、次に掲げるもののほかは掲示することができません。
 - ① 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①(1)・⑦・⑨・⑩）
前記1(3)を参照してください。
 - ② 選挙運動のために使用する自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①(2)・⑨・⑩）
ポスター、立札及び看板の類については数の制限はありませんが、ちょうちんの類は1個に限られます。
規格は、ポスター、立札及び看板の類は縦273cm、横73cm、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cmを超えることはできません。
 - ③ 選挙運動のために候補者が使用するタスキ、胸章及び腕章の類
数及び規格は、特に制限がありません。
 - ④ 個人演説会場においてその演説の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及

び看板の類（法 143①(4)・⑧・⑨・⑩、令 110)

(a) ポスター、立札及び看板の類

演説会場内に掲示する数には制限がありませんが、演説会場外では会場ごとに通じて2を超えて掲示することができません。

(b) ちょうちんの類

演説会場ごとに1個に限られ、演説会場の内外を問いません。

(c) 規格は、ポスター、立札及び看板の類は縦 273cm、横 73cm、ちょうちんの類は高さ 85cm、直径 45cm を超えることはできません。

(d) 演説会の開催中使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

(2) 選挙運動のためにアドバルーン、ネオンサイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示することは、法 143 条第 1 項の禁止行為に該当するものとみなされているので掲示することができません。（法 143②）

6 選挙運動用ポスター（法 143①(5)）

(1) 掲示する方法

候補者が使用する選挙運動用ポスターは、立候補届出をした後に、選挙管理委員会が設置したポスター掲示場ごとに、候補者 1 人につきそれぞれ 1 枚を限りに掲示するほかは掲示できません。（法 143④）

(2) 規格

ポスターの大きさは、タブロイド型（長さ 42cm、幅 30cm）を超えることができません。（法 144④）

告示前々日（1 月 10 日）までにポスター 1 枚を持参し、規格の確認を受けてください。

(3) 記載内容

ポスターには、その表面に掲示責任者、印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。（法 144⑤）

また、紙質、記載内容及び色彩について制限はありませんが、虚偽事項又は利害誘導事項の記載については、罰則が設けられていますので注意してください。

7 ポスター掲示場

(1) 選挙管理委員会は、投票区ごとに政令で定める基準に従って、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置します。（法 144 の 2、令 111）

ポスター掲示場の設置場所を表示した図面は、立候補の届出書等の事前審査の際に交付します。

(2) ポスター掲示場数

333 箇所

(3) ポスター掲示場の区画数

8 区画

- (4) ポスター掲示場の掲示面の区画には番号を記載していますので、立候補届出受理番号と同一の番号の箇所には1枚掲示してください。

8 文書図画の撤去義務（法 143 の 2）

選挙事務所を表示するために使用したもの、選挙運動のために使用される自動車に取り付けて使用したもの及び演説会場においてその演説の開催中使用したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動のために使用した自動車を選挙運動のために使用することをやめたとき又は演説会が終了したときは、それぞれを掲示した者は、直ちにこれらを撤去しなければなりません。

9 新聞広告

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中（立候補の届出をしたときから選挙期日の前日までの間）2回に限り、一定の寸法（横 9.6cm、縦二段組以内）で選挙運動のための新聞広告をすることができます。この場合、その場所は、記事下に限られ、色刷りは認められておりません。

広告は、同じ新聞に2回掲載すること、別々の新聞に1回ずつ掲載することでもできます。その新聞の選択は候補者の自由です。（法 149④、規則 19）

- (2) 掲載の手続

候補者は、新聞広告をしようとするときは「新聞広告掲載証明書」を新聞広告を掲載しようとする新聞社へ広告原稿と一緒に提出しなければならないことになっています。

- (3) 広告を掲載した新聞の頒布の方法

広告を掲載した新聞は、新聞紙の販売を業とする者が通常の方法で、かつ有償で頒布し、又は青森県選挙管理委員会が指定する場所に掲示する以外は頒布又は掲示をすることができません。（法 149⑤）

◆ 青森県選挙管理委員会が指定する場所（規程 99①・101）

- ① 一般商業新聞については、当該新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所その他の事務所）及び販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例とする場所
- ② 政党その他の政治団体、労働組合、文化的目的で結成された諸団体等の発行する機関誌については、その本部及びその他の事務所等で当該新聞を掲示することを常例とする場所
- ③ 業界新聞については、当該新聞を発行する団体等の主たる事務所その他の事務所、販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例とする場所

10 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見の発表、選挙人に対する投票依頼等選挙運動のために通常候補者自身が開催する演説会をいいます。

- (1) 使用施設等

個人演説会は、公営施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会とに区分されます。

① 公営施設使用の個人演説会（法 161①）

使用できる施設は、学校及び公民館、公会堂、市選挙管理委員会の指定する施設です。

この施設の使用については、同一施設ごとに 1 回に限り無料です。従って 2 回目からはあらかじめ使用料を納付しなければ使用することができません。

学校とは、学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（国立、公立、私立の別を問いません。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園をいいます。

② その他の施設使用の個人演説会

使用できる施設は、前記①に掲げるもの以外のもので、例えば、個人の住宅、神社、寺院、劇場等です。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物は、公共施設使用の個人演説会の場合以外は使用できません。

(2) 個人演説会の開催手続

① 公営施設を使用する場合（法 163、令 112）

(a) 候補者は、個人演説会を開催しようとするときは、開催すべき日の 2 日前まで（前々日の午後 5 時まで）に使用すべき施設、開催すべき日時及び候補者の氏名を記載した「個人演説会開催申出書」により選挙管理委員会に申し出なければなりません。

この場合、同一施設につき同時に 2 以上の開催の申出をしたり、すでに申し出た使用の日を経過しないうちに新規の申出をすることはできないことになっています。

選挙管理委員会はこの申出があると、他の候補者からの申出と競合することがないかどうかを確認し、競合しない場合は、直ちにその施設の管理者に通知します。（個人演説会が開催できないとされた場合は、その旨を候補者に通知します。）

施設の管理者は、その通知に基づき施設の使用の可否を決定し、選挙管理委員会及び申込みをした候補者にその旨通知しますので、候補者又はその代理者は、管理者に上記の通知書を提示することにより個人演説会を開催することができます。

(b) 費用の納付と施設の無料使用

ア 開催できる旨の通知を施設の管理者から受けたときは、次のイの場合を除き、施設の使用のために必要な経費を予め管理者に納付しなければなりません。

（令 120）

イ 公営施設を使用する場合は、候補者 1 人につき、同一施設（設備を含む。）ごとに 1 回に限り無料とされます。（法 164）

② その他の施設を使用する場合（法 161 の 2）

候補者は、公営施設以外の施設（民間の施設のことをいう。）を使用して個人演

説会を開催しようとする場合は、会場使用の可否、費用等については、所有者あるいは管理者と交渉して、立候補の届出をした日から個人演説会を開くことができます。

(3) 開催にあたっての制限等

① 開催上の注意

公営施設以外の施設の中には「建物その他の施設の構内を含む」ものとされているので、工場の空き地、小学校の校庭、玄関先、ビルの中庭等を使用する場合も個人演説会となります。

また、何ら施設のない所、例えば路地等では個人演説会を開催できず、もし開催すれば街頭演説になり、法 164 条の 5 の規定に従わなければなりません。

② 他の演説会の禁止（法 164 の 3）

選挙運動のためにする演説会は、法の規定によって行う個人演説会を除くほかは、いかなる名目によっても開催することはできません。候補者以外の者が 2 人以上の候補者の合同演説会を開催するときは、前記の禁止行為に該当するものとみなされますから十分注意してください。

③ 公営施設の使用制限（令 116）

個人演説会に使用される公営施設は、次のような場合には使用することはできません。

- (a) 学校の場合は、授業、研究又は諸行事に支障がある場合
- (b) 学校以外の施設の場合は、業務又は諸行事に支障がある場合

④ 個人演説会の制限（法 166）

何人も次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名目によっても個人演説会を開催することができません。ただし、次の(a)に掲げる建物において、公営施設使用の個人演説会を開催する場合は、この制限はありません。

- (a) 国、地方公共団体の所有又は管理する建物（公営住宅を除く。）
- (b) 汽車、電車、バス、船舶（選挙運動に使用する場合は船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内
- (c) 病院、診療所その他の療養施設

② その他の療養施設とは、病院、診療所以外の療養施設です。例えば、あんま、はり、灸等の施設は含まれませんが、アフターケア、助産所等の施設は含むものと解されています。

⑤ 演説できる者及び使用時間（法 162・164 の 4、令 112③）

- (a) 個人演説会の開催者は候補者ですが、演説する者には制限がありません。従って、個人演説会において候補者以外の者が演説する場合、その場所に候補者が現にいないことが必要でないばかりか、候補者が全く演説会に出席しなくても差し支えありません。また、候補者の演説を吹き込んだ録音盤（テープレコーダ等を含む。）を使用することも許されています。
- (b) 開催時間は、公営施設を使用する場合は、1 回について 5 時間を超えることができませんが、公営施設以外の施設の場合は、制限がありません。

⑥ 個人演説会場における連呼（法 140 の 2①）

連呼は、原則として禁止されていますが、個人演説会の会場では許されます。しかし、この場合でも個人演説会の会場内の聴衆に向かって会場内で行うことが要件ですから、窓や入口で外に向かって連呼するようなことはできません。

(4) 公営施設の損害賠償（令 122）

候補者又は選挙運動員が、個人演説会の施設又は設備を損傷したときは、候補者がその損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に回復しなければなりません。

11 街頭演説

- (1) 街頭演説は、立候補届出の際に選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて、演説者がその場に留まって、又は停止している選挙運動用自動車の車上でのみ行うことができます。従って、移動しながらする演説及び走行中の自動車からする演説はできません。

（法 164 の 5）

- (2) 街頭演説は、午前 8 時から午後 8 時までの間でなければ行うことができません。（法 164 の 6①）又、長時間にわたり、同一の場所に留まってすることのないように努めなければなりません。（法 164 の 6③）

(3) 街頭演説の場合の選挙運動員の制限

- ① 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者 1 人について 15 人を超えてはなりません。（運転手（選挙運動のために使用される自動車 1 台につき 1 人に限る。）を除き運転手の助手その他労務を提供する者も含む。）（法 164 の 7①）

- ② 街頭演説において選挙運動に従事する者は、選挙管理委員会が交付する腕章（街頭演説用腕章又は自動車乗車用腕章）を着けなければなりません。（法 164 の 7②）

- ③ 街頭演説をする場所では、ポスター、立札、看板の類は一切使用することができません。しかし、その場所に停止している選挙運動用自動車に取り付けられているポスター、立札、看板の類については、差し支えありません。（法 143①(2)）

- ④ 街頭演説の場所においては、午前 8 時から午後 8 時までの間に限り連呼行為をすることができることになっていますが、演説の直前、直後又はその開催中において連呼する場合であって、連呼が主体である場合は認められません。（法 140 の 2①ただし書）

- ⑤ 街頭演説においては、選挙運動のため録音盤（テープレコーダ等を含む。）を使用して演説をすることができます。（法 164 の 4）

- ⑥ 学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならないことになっています。（法 164 の 6②において準用する法 140 の 2②）

- ⑦ 街頭演説の場所では、選挙運動用ビラを頒布できます。

12 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名（選挙長から通称認定書を交付されている場合は、その認定書に記載されている通称。以下同じ。）、経歴、政見等（以下「掲載文」という。）及び

写真を掲載したもので、選挙ごとに1回発行することになっています。(市条例2)

(1) 掲載事項

選挙公報に掲載される事項は、候補者の氏名又は通称、経歴、政見等及び写真です。

(2) 掲載申請の手続(市規程2)

選挙公報掲載文及び写真については、紙で提出する方法及び電子データで提出する方法があります。

① 紙で提出する場合

「選挙公報掲載申請書」に、選挙公報掲載文原稿用紙に記載した掲載文1通及び写真2枚を添えて、選挙管理委員会に提出してください。

写真は、当該選挙の期日前6ヶ月以内に撮影した無帽、無背景、正面向き及び上半身のおおむね縦7cm、横5cmのものを使用し、裏面に当該候補者の氏名を記載してください。

なお、写真は原稿に貼り付けないでください。

② 電子データで提出する場合

「選挙公報掲載申請書」、必要データが入ったCD-R等、確認作業用選挙公報原稿(紙に原寸大で印刷したもの)を、選挙管理委員会に提出して下さい。

なお、提出されたCD-R等は返却しませんので、ご注意ください。

※留意事項

(a) 共通事項

- ・CD-Rには、選挙公報の原稿データであること及び候補者氏名を明記してください。
- ・CD-Rには、印刷用選挙公報原稿データ(PDF/X-1a形式(原稿全てがアウトライン化されたPDF)、候補者写真データ(JPEG形式))を入れてください。
- ・データに不具合が生じた場合の連絡先及び担当者については、必ずお知らせください。

(b) 選挙公報原稿データ

- ・選挙公報原稿を電子データで提出を希望する場合は、選挙管理委員会より選挙公報掲載文原稿用紙ファイル(ai形式、psd形式、PDF/X-1a形式)を提供します。内容はすべて同一ですので、どの形式のデータファイルを使用して作成しても結構です。
- ・氏名、掲載文を入力してください。(写真欄に写真データを貼り付ける必要はありません。)
- ・選挙公報掲載文データは、「Adobe Illustrator」又は「Adobe Photoshop」のCS4～CS6のソフトを用いて作成し、PDF/X-1a形式で保存し、原稿すべてをアウトライン化してください。(Word、Excel、PowerPoint等のソフトは使用できません。)
- ・選挙公報原稿用紙データの枠の大きさは、印刷する選挙公報の掲載面積と同一ですので、枠の大きさは絶対に変更しないで下さい。

- ・画像解像度はグレースケール 350 d p i、2 階調 1200 d p i を推奨します。
- ・ファイル名は、「R O 6 十和田市長_選挙公報原稿（候補者氏名）. pdf」として
ください。

(c) 写真データ

- ・写真データの形式は、J P E G 形式としてください。
- ・ファイルサイズは 1 M B 以上であれば結構ですが、可能な限り、加工・縮小せず、そのまま提出して下さるようお願いいたします。なお、解像度は 350 d p i を推奨します。
- ・ファイル名は、「R O 6 十和田市長_選挙公報写真（候補者氏名）. jpg」として
下さい。
- ・写真データは、選挙公報掲載文データに貼り付ける必要はありません。

(3) 掲載申請期間（市条例 3）

掲載申請は、告示の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに行ってください。この間に申請をしない場合は、選挙公報に掲載されないことになります。

(4) 選挙公報の印刷

選挙公報の印刷は、写真製版によって黒色で印刷しますので、文字、体裁等は、原文のまま掲載されます。

(5) 掲載文の撤回又は修正（市規程 5）

一度申請した掲載文及び写真を撤回しようとするときは、「選挙公報掲載撤回申請書」を、掲載文の修正又は写真の取り換えをしようとするときは「選挙公報掲載文修正（掲載写真取換）申請書」に選挙公報掲載文原稿用紙に新たに全文を記載した掲載文 1 通若しくは同一の写真 2 枚又は掲載文若しくは写真を記録した C D - R 等を添えて、(3)の期間内に選挙管理委員会に提出してください。

(6) 選挙公報の掲載の順序（市条例 4②、市規程 6①）

選挙公報の掲載順序はくじで決めます。このくじは、告示日の午後 5 時 30 分から十和田市役所別館 4 階会議室 2 で行いますが、候補者又はその代理人はこのくじに立ち会うことができます。

(7) 掲載文等の返還

掲載文及び写真又は C D - R 等は返還しません。

(8) 掲載文記載上の注意

① 原稿用紙の使用方法

- (a) 原稿用紙は、選挙管理委員会が交付する原稿用紙又は印刷用選挙公報原稿データ（電子データで作成する場合）のほかは使用することができません。

なお、紙で作成する場合、原稿用紙は 3 枚交付しますが、提出するのは 1 枚です。

- (b) 原稿用紙又は印刷用選挙公報原稿データの大きさは、実際に選挙公報に掲載されるスペースと同じです。

- (c) 掲載文は、原稿用紙又は印刷用選挙公報原稿データの枠内に記載してください。枠外に記載された部分は掲載されませんので注意してください。

- (d) 紙で提出する場合、原稿用紙の青色の部分（方眼目）は、写真には写りません。方眼の枠は、掲載文を記載する場合の便宜のために引いたものですので、特にこれにとらわれる必要はありません。

データで提出する場合は、青いマス目のレイヤー（またはオブジェクトデータ）を削除した状態で保存してください。

※PDF／X-1a形式ファイルで保存する際の留意点

- ・このファイル形式に変換して保存する場合、レイヤー機能がない状態で保存されることから、原稿の青いマス目が掲載文と一緒にデータとして残ることとなります。
- ・印刷時に青いマス目が表示されないようにするためには、青いマス目のレイヤー（またはオブジェクトデータ）を削除した状態で保存してください。

② 掲載文の記載方法

- (a) 掲載文は、無彩色で記載してください。（市規程 3①）
- (b) 掲載文の氏名欄には候補者の氏名を縦書で記載してください。氏名のほか、住所、職業、所属党派名及び生年月日を記載することができます。又、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字及びアルファベット以外の文字を使用することはできません。（市規程 3②・4①(1)）
- (c) 氏名欄以外の掲載文には、(b)に掲げる文字のほか、符号、記号、線並びに図、イラストレーション及びこれらの類（写真を除く。）を使用できます。

掲載文に、図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分の面積が掲載文の面積のおおむね2分の1を超えないようにしてください。（市規程 4①(2)・4②）

③ その他

- (a) 掲載文には、他人若しくは政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他の営業の宣伝をする等、選挙公報としての品位を損なう記載はできません。（市条例 3②）
- (b) 選挙管理委員会は、申請された掲載文が規程に違反して記載されているとき又は当該申請された掲載文の文字等の印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めたときは、当該文字等の訂正を求めることがあります。（市規程 4③）
- (c) 選挙公報の体裁等については、候補者又は代理人は指定することができません。（市規程 7③）
- (d) 原稿用紙には、折り目やしみをつけないようにして提出してください。
- (e) 選挙公報の原稿については、告示の日の前々日までの執務時間内に選挙管理委員会事務局に持参し、必ず事前審査を受けてください。

13 休憩所等の禁止（法 133）

休憩所その他これに類する設備（連絡所、湯呑所等）は、選挙運動のために設けることができません。

14 選挙運動のできない者

(1) 選挙事務関係者（法 135）

- ① 投票管理者及び選挙長は、在職中、選挙運動をすることができません。
- ② 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(2) 特定公務員（法 136）

次に掲げる者は、在職中どこでも選挙運動をすることができません。

- ① 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員
- ② 裁判官
- ③ 検察官
- ④ 会計検査官
- ⑤ 公安委員会の委員
- ⑥ 警察官
- ⑦ 収税官吏及び徴税の吏員

(3) 一般職の公務員（国家公務員法 102、地方公務員法 36）

一般職の国家公務員は在職中どこでも、一般職の地方公務員は関係区域内で、政治的行為（選挙運動を含む。）をすることができません。

(4) 年齢満 18 年未満の者（法 137 の 2）

年齢満 18 年未満の者は、選挙運動ができず、また何人も年齢満 18 年未満の者を使用して選挙運動をすることができません。

ただし、選挙運動ではなく単なる労務に使用することは差し支えありません。

(5) 選挙犯罪者（法 137 の 3）

選挙犯罪又は政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を停止された者は、選挙運動ができません。

15 地位利用による選挙運動の禁止

(1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法 136 の 2①）

国又は地方公共団体のすべての公務員（常勤あるいは非常勤、一般職あるいは特別職を問わない）は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

「地位利用」とは、公務員等がその地位にあるため特に効果的に選挙運動を行い得るような影響力及び便益を利用することとされており、推薦状に単に職名を通常の方法で記載しただけでは直ちに地位利用になるとはいえませんが、

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止（法 136 の 2②）

公務員等である者は、その地位を利用して候補者になろうとする者を推薦したり、支持したり、反対したりする目的で選挙運動に類似した行為をすることが禁じられています。従って、公務員等がその地位を利用して関係団体に対し、特定候補者の推薦決議をするよう干渉したり、後援団体に参加するよう勧誘したり、投票の割当やポスター貼りを支持したりする等の行為はすべてできないことになります。

(3) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法 137）

学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員は、その地位に伴って有する児童、生徒等に対する影響力を利用して選挙運動を行うことができません。

ここでいう「学校」とは、その公、私立を問いませんが、各種学校は含まれないので、各種学校の教員等は公務員でない限り選挙運動はできることになります。

16 戸別訪問の禁止（法 138）

何人も投票を依頼したり又は投票を得させないよう依頼するために戸別に訪問することはできません。また、いかなる方法でも戸別に演説会又は演説を行うことの告知や候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為もできません。

ただし、個々面接と電話による選挙運動は禁止されていません。

17 署名運動の禁止（法 138 の 2）

何人も選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し、署名運動をすることができません。

18 飲食物の提供の禁止（法 139）

何人も選挙運動に関して飲食物を提供することは、どんな名目であっても禁止されていますが、次に掲げる場合は認められます。

- (1) 湯茶を提供すること及びこれに伴って通常用いられる程度の菓子を提供すること。
- (2) 選挙運動員及び労務者に対して、選挙事務所で食事をするため又は携行するために選挙事務所において弁当を提供すること。

ただし、提供できる弁当数は、候補者 1 人につき 1 日 15 人分（45 食分）に選挙期日の告示のあった日から選挙の期日の前日までの期間の日数（7 日）を乗じて得た数分（45 食×7＝315 食）の範囲内でなければなりません。

この場合の弁当料は、1 食につき 1 千円以内、1 日について 3 千円以内です。また、当然選挙運動のための支出ですから選挙費用に算入されます。

19 氣勢を張る行為の禁止（法 140）

何人も選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができません。

20 連呼行為の禁止（法 140 の 2）

短時間に一定の文句を連続反復して呼称する、いわゆる連呼行為は、演説会場及び街頭演説（映画の幕間、工場の休憩時間を利用する単なる演説等を含む。）の場所において、演説の直前、直後及び開催中に行うことができます。ただし、演説を行わず連呼行為のみ

に終始することは許されません。

又、午前 8 時から午後 8 時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車の上においてその運行中又は停止中は連呼ができます。ただし、この場合に連呼行為のできる者は自動車乗車用腕章を着けた者に限られ、街頭演説の場合は、街頭演説用腕章（自動車乗車用腕章を含む。）を着けた者に限られます。

なお、**選挙運動のため連呼する者は、学校及び病院、診療所その他の診療施設の周辺では静穏を保持するよう努めなければなりません。**

21 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限（法 146）

- (1) 何人も選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称、又は候補者を推薦し、支持若しくは反対する者の名を表示する文書図画を、頒布し又は掲示することはできません。
- (2) 選挙運動の期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状を候補者の選挙区内に頒布し又は掲示することは、選挙運動の目的の有無を問わず、禁止を免れる行為とみなされて処罰されることになります。

22 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法 148 の 2）

- (1) 何人も当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は供応接待、その申込み若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることはできません。
- (2) 新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者は、前記(1)の供与、供応接待を受け若しくは要求し又は前記(1)の申込みを承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができません。
- (3) 何人も当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊な地位を利用して、これに選挙に対する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができません。

23 選挙期日後の挨拶行為の禁止（法 178）

何人も選挙の期日後において当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的で次の行為をすることができません。

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 文書図画を頒布し、又は掲示すること。（自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除く。）
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用（つまり広告）すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。

- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等の氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

V 選挙運動に関する収入および支出並びに寄附

1 収入、寄附及び支出の定義（法 179）

(1) 収入

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいいます。

(2) 寄附

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

(3) 支出

「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。

- (4) 前記の金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含みます。

2 出納責任者及び出納責任者の職務代行者

(1) 出納責任者の選任及び届出（法 180）

- ① 候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者（以下「出納責任者」という。）1人を選任しなければなりません。

しかし、候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることもできます。

- ② 出納責任者の選任者は、直ちに「出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに候補者の氏名を文書で選挙管理委員会に届け出なければなりません。」

- ③ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、前記②の届出には、その選任につき候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者たることを証すべき書面）を添えなければなりません。

(2) 出納責任者の異動（法 182）

出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は直ちにその異動事項を、解任又は辞任による異動に関するものには解任等の通知のあったことを証すべき書面を添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。推薦届出者が出納責任者を解任した場合には、併せて、その解任につき、候補者の承諾があったことを証すべき書面を添えなければなりません。

(3) 出納責任者の職務代行者（法 183）

- ① 候補者が出納責任者を選任した場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となった場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、候補者が代わってその職務を行うこととなります。
- ② 推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、当該推薦届出者が代わってその職務を行い、当該推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行うこととなります。
- ③ 上記により出納責任者に代わってその職務を行う者は、(1)②及び③の例により届け出なければなりません。

(4) 出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止（法 184）

出納責任者及び同職務代行者の届出並びに異動の届出をした後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず候補者のために寄附を受け又は支出することができません。

(5) 会計帳簿の備え付け及び記載（法 185、規則 22）

出納責任者は、会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）
- ② 前記①の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額）及び年月日
- ③ 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）
- ④ 前記③の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

(6) 出納責任者の支出権限（法 187）

立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、出納責任者の文書による承諾を得た者がする支出は、この限りではありません。

(7) 領収書等の徴収（法 188）

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければなりません。

(8) 選挙運動に関する収入および支出の報告書の提出（法 189、規則 23）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について法 185①各号に掲げる事項を記載した報告書を、法 188①の領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して、それぞれ次に掲げる期間内に選挙管理委員会に提出しなければなりません。

- ① 選挙の期日の告示の前日まで、選挙の期日の告示の日から投票日まで及び投票日後にされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを合わせて精算し、

選挙期日から 15 日以内（令和 7 年 2 月 2 日まで）。

- ② 前記①の精算届後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から 7 日以内。

※ 選挙運動に関する収入および支出の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならないこととされておりますが、選挙管理委員会が交付する収支報告書の様式には、当該文書に該当する部分が含まれています。

(9) 帳簿及び書類の保存（法 191）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を法 189 の報告書を提出した日から 3 年間保存しなければなりません。

(10) 報告書の公表、保存及び閲覧（法 192）

- ① 選挙管理委員会は、出納責任者から法 189 の報告書を受理したときは、その要旨を公表することになっています。
- ② 選挙管理委員会は、当該報告書を受理したときは、受理した日から 3 年間保存することになっています。
- ③ 何人も前記②の期間内においては、選挙管理委員会に対して報告書の閲覧を請求することができます。

3 選挙運動に関する支出金額の制限（法 194、令 127）

- (1) 候補者 1 人につき支出できる選挙費用の最高額は、次の算式により算出されます。

$$\text{人数割額（81 円）} \times \text{選挙人名簿登録者数} + \text{固定額（310 万円）} \\ = \text{法定制限額}$$

なお、100 円未満の端数を生じたときは、その端数は 100 円として算出されます。

今回の選挙の法定制限額は、立候補届出の際に通知します。

- (2) 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲（法 197）

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないもので、これらを選挙運動費用に算入する必要はありません。

また、供託金も選挙運動費用に算入されません。

- ① 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- ② 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ③ 候補者が乗用する船馬車等のために要した支出
- ④ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑤ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ⑥ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- ⑦ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出

- (3) 選挙運動員又は労務者に対する実費弁償及び報酬の額（法 197 の 2）

- ① 実費弁償は、選挙運動に従事する者及び労務者に対し支出することができ、報酬は、労務者、選挙管理委員会に届け出た選挙運動のために使用する事務員、専ら車上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）及び専ら手話通訳のために

使用する者（手話通訳者）に対して支給することができます。

① 実費弁償及び報酬の最高額（十和田市公職選挙法の施行に関する規程 21 別表 2）

(a) 選挙運動に従事する者 1 人に対して支給することができる実費弁償の額

- ア 鉄道費 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- エ 宿泊料 1 夜につき 12,000 円（食事 2 食分を含む。）
- オ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- カ 茶菓料 1 日につき 500 円

(b) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

- ア 基 本 日 額 10,000 円以内
- イ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内

なお、労務者に対して弁当を提供した場合は、支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければなりません。

(c) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- ア 鉄道費、船賃及び車賃 前記(a)のア、イ及びウに掲げる額
- イ 宿泊料（食事を除く。） 1 夜につき 10,000 円

(d) 選挙運動に従事する者 1 人に対して支給することができる報酬の額

（法 197 の 2、令 129）

次に掲げる選挙運動に従事する者については、選挙管理委員会に届け出た者（選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの期間を通じて、60 人まで異なる者を届け出ることができます。）の中から合計で、1 日について、12 人までの者に対して次に掲げる報酬を支給することができます。（超過勤務手当は支給することができません。）

- ア 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 10,000 円以内
- イ 車上運動員 1 日につき 15,000 円以内
- ウ 手話通訳者 1 日につき 15,000 円以内
- エ 要約筆記者 1 日につき 15,000 円以内